

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 15 | 母子保健関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 母子保健関係事務 |
| ②事務の概要 | 薩摩川内市では母子保健法に基づき、対象となる乳幼児・保護者・妊産婦に対し、各種保健指導に関する事務を行う。 ①保健指導 ②新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導 ③乳幼児健康診査 ④妊娠・低体重児の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥養育医療の給付・支給、費用の徴収 |
| ③システムの名称 | 地域健康支援システム(健康かるて)、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 地域健康支援情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の70の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表の70の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部市民健康課 |
| ②所属長の役職名 | 市民健康課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 保健福祉部市民健康課(住所:薩摩川内市西開間町6番10号、電話番号:0996-22-8811) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年11月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年11月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の入った郵便物を郵送する作業などがある場合、複数人による作業を行い、ダブルチェックを行う確認体制を取っている。また、準備が終了するまでは鍵のかかる部屋で補完し、外部の者に情報漏洩することがない様対応している為、対応は「十分である」と考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|--|---|
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている] |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である] |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を扱うシステムは番号系のパソコンに格納されており、特定された職員のみそのパソコンを保有している。また、システムも個人毎にID・パスワードを設定し、誰でも利用できる環境ではない。そのため、対策は「十分である」と考えらえる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|--------------|--------------|------|----------------|
| 平成27年9月30日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 市民健康課長 宍野 克己 | 市民健康課長 檜垣 淳子 | 事後 | 平成27年4月1日付人事異動 |
| 平成29年5月29日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か | 平成27年2月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年5月29日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 平成27年2月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年7月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年7月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 市民健康課長 檜垣 淳子 | 市民健康課長 | 事後 | 文言修正 |
| 令和1年5月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か | 平成30年7月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か | 平成30年7月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年5月1日 | VI リスク対策 | | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年11月1日 | I 関連情報 | 平成31年4月1日時点 | 令和元年11月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再実施 |
| 令和1年11月1日 | II しきい値判断項目 | 平成31年4月1日時点 | 令和元年11月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再実施 |
| 令和1年11月1日 | III しきい値判断結果 | 平成31年4月1日時点 | 令和元年11月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再実施 |
| 令和1年11月1日 | VI リスク対策 | 平成31年4月1日時点 | 令和元年11月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再実施 |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署 | 市民福祉部市民健康課 | 保健福祉部市民健康課 | 事後 | 令和4年4月1日付人事異動 |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 総務部総務課文書法制室 | 行政管理部行政経営課 | 事後 | 令和4年4月1日付人事異動 |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 市民福祉部市民健康課 | 保健福祉部市民健康課 | 事後 | 令和4年4月1日付人事異動 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |